

医療法人 洗心会

慈眼苑訪問看護ステーション

重要事項説明書

(利用契約書別紙)

訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて説明すべき重要事項は次の通りです。

1) 事業者概要

事業者名称	医療法人 洗心会
主たる事務所の所在地	熊本県荒尾市荒尾1997番地
法人種別	医療法人
代表者名	熊本 孝司
電話番号	0968-69-1601

2) 当事業所

当事業所の名称	慈眼苑訪問看護ステーション
指定番号	介護 4360490025
	医療 04・9002・5
所在地	熊本県荒尾市荒尾1997
電話番号	0968-64-2010
通常の事業の実施地域	荒尾市

3) 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用対象者に対して、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語療法士等が訪問して、看護等のサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	訪問看護事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健医療、福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

4) 営業時間

営 業 日	月曜日 から 金曜日まで
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時00分迄

※ 但し、緊急時は、その都度応じます。（緊急時の対応）

5) 当事業所の職員体制

従 業 者 の 職 種	資 格	常 勤	非 常 勤	登 録	計
管 理 者	看 護 師	1			1
サ ー ビ ス 従 事 者	看 護 師	4	3		7
その他のサービス	介護支援専門員	1			1
理 学 療 法 士		2	1		3
作 業 療 法 士		0			0

6) サービスの概要 （利用できる訪問看護サービス内容）

- ①病状・心身の状態観察、健康相談
- ②清潔の援助（入浴介助・清拭・洗髪・爪切り等）
- ③日常生活の援助（食事・排泄介助等）
- ④医師の指示による医療処置（褥瘡の処置・内服管理・チューブ類の管理）
- ⑤認知症の看護（認知症の介護相談・悪化防止・事故防止の助言）
- ⑥ターミナルケア（苦痛の緩和と看護）
- ⑦リハビリテーション
- ⑧各種在宅サービスの相談・連携

7) 交通費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域内（荒尾市）は無料です

8) キャンセル料

事前にご連絡いただいた場合や、利用者の急変、緊急やむを得ない事情がある場合、キャンセル料はいただきません。

9) 苦情申し立て窓口

利用 者 ご 相 談 窓 口	慈眼苑訪問看護ステーション （担当 吉田 京美） 電話番号 0968-64-2010
荒 尾 市 の 相 談 窓 口	荒尾市高齢者支援課介護保険係 （直通） 電話番号 0968-63-1418

国民健康保険団体 連合会	熊本県介護保険対策室苦情処理（相談）受付窓口 電話番号 096-214-1101
-----------------	---

10) 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従い、事前の打ち合わせによる、緊急連絡先に連絡致します。

主 治 医	氏 名 所属医療機関の名 所 在 地 電 話 番 号	()
併 設 医 療 機 関	医 療 機 関 の 名 称	医療法人洗心会 荒尾中央病院
	院 長 名	松山 公士
	所 在 地	熊本県荒尾市増永1544番地1
	電 話 番 号	0968-64-1333
	診 療 科	循環器内科 神経内科 人工透析内科 リハビリテーション科 他
	入 院 設 備	有
協 力 医 療 機 関	医 療 機 関 の 名 称	荒尾市立有明医療センター
	院 長 名	山本 真一
	所 在 地	熊本県荒尾市荒尾2600番地
	電 話 番 号	0968-63-1115（代）
	診 療 科	代謝内科 循環器内科 神経内科 腎臓内科 整形外科 放射線科 婦人科 他
	入 院 設 備	有

*緊急時の訪問看護には、介護保険・医療保険ともに緊急時対応の同意が必要となります。

11) 有償サービスについて （別紙）

12) 秘密の保持・個人情報保護

訪問看護サービスを提供する中で知り得た利用者やご家族の情報は、ご了解なしに他人に漏らすことはありません。

但し、サービスを適切かつ円滑に提供されるように会議等においては、利用者やご家族の個人情報を用いることがありますのでご理解願います。

※なお、求めに限りサービス提供記録をサービス提供時間内に開示、閲覧致します。

13) 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止等のために以下のとおり必要な対策を講じます。

① 虐待防止に対する責任者を選定しています。

虐待防止責任者：管理者 吉田 京美

② 苦情対策の為に体制を整備しています。

③ 研修などを通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。

④ サービスの提供中に、当該事業所従業員又は養護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4) ハラスメントの防止について

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進及び労働者の雇用の安定並びに職業生活の充実に係る法律第 30 条の 2 第 1 項に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止に為に雇用管理上の措置を講じます。

(2)利用者及びその家族はサービス利用にあたって、次の行為を禁止します。

①訪問看護師・訪問リハビリ担当者に対する身体的暴力（直接・間接的に問はず有形力を用いて危害を及ぼす行為）

②訪問看護師・訪問リハビリ担当者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

③訪問看護師・訪問リハビリ担当者に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけや、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

上記内容があった場合は、契約を解除する場合があります